

第6期(平成26年度)事業計画書

2014(平成26)年4月1日から2015(平成27)年3月31日まで

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

1 事業実施の方針

- (1) 生産構造が脆弱化している水産業の体質強化等を図るため、国の補助(基金)事業である「漁業構造改革総合対策事業」、「再編整備等推進支援事業」及び「有害生物漁業被害防止総合対策事業」の事業主体として、引き続き、これら事業の推進に努める。
- (2) 東日本大震災により甚大な被害を受けた水産業の復興に資するため、国の補助(基金)事業として措置された「漁業・養殖業復興支援事業」の事業主体として、引き続き関係機関・団体と連携・協力し、被災県関係者への指導及び事業の円滑な推進に努める。また、事業期間が満了する養殖業者等にかかるポスト復興対策の検討に参画する。
- (3) 復興対策事業である「平成26年度漁業経営体質強化機器設備導入支援事業」の事業主体として応募し、被災地漁船漁業の復興に資す。
- (4) プロパー事業として、関係団体と連携のうえ、水産業の発展、漁場環境保全、水産物消費拡大に向けた活動等への協賛・支援を行う。
- (5) 常に、ホームページの充実とタイムリーな更新に努め、本機構の活動について水産関係者・団体をはじめ、広く国民一般への広報に努める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	(A) 実施日時 (B) 実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位:千円)
① 漁業経営の安定化に関する事業	・ 漁業及び養殖業の収益性の向上等を目的とする「 漁業構造改革総合対策事業 」の事業主体として、事業実施者に対する必要な経費の助成、指導等を実施する。	(A) 周年 (B) 全国49地域 (C) 17人	(D) 漁業者・養殖業者等 (E) 約200人	28,779,000
	・ 東日本大震災により壊滅的な被害を受けた漁業の復興支援を目的とする「 漁業復興支援事業 」の事業主体として、事業実施者に対する必要な経費の助成、指導等を実施する。	(A) 周年 (B) 被災地 17地域 (C) 17人	(D) 被災地の漁業者等 (E) 約70人	31,083,000
	・ 東日本大震災により壊滅的な被害を受けた養殖業の復興支援を目的とする「 養殖復興支援事業 」の事業主体として、事業実施者に対して必要な経費の助成、指導等を実施する。	(A) 周年 (B) 被災地 17地域 (C) 34人	(D) 被災地の養殖業者等 (E) 約1,840人	14,980,000
	・ 東日本大震災により被害を受けた漁業者グループによる省エネ機器設備導入を推進し、単なる復旧にとどまらない省エネに優れた高収益・環境対応型漁業への転換と迅速・効率的な漁業の再建を目的とする「 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業 」の事業主体として、必要な経費の助成等を行う。	(A) 周年 (B) 被災地 2地域 (C) 2人	(D) 被災地の漁業者等 (E) 約30人	500,000

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	(A) 実施日時 (B) 実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位:千円)
② 水産資源の保護・増進に関する事業	・ 資源水準に見合う漁業体制を構築するための減船や資源管理を図るための漁獲対象魚種等の転換を実施する漁業者の経営等への影響を緩和し、資源の管理・回復及び漁業生産構造の再編整備の円滑な推進を図ることを目的とする「 再編整備等推進支援事業 」の事業主体として、事業実施者に対して必要な経費の助成を行う。	(A) 周年 (B) 全国6地域 (C) 2人	(D) 漁業者 (E) 20人程度	835,139
③ 漁場環境の保全に関する事業	・ 大型クラゲ・トド・ナルトビエイ・ザラボヤ等の有害生物による漁業被害の防止対策を目的とする国の補助事業である「 有害生物漁業被害防止総合対策事業 」の事業主体として、事業実施者に対して必要な経費の助成等を行う。	(A) 周年 (B) 全国(大型クラゲ)、北海道、青森(トド)、有明海・周防灘(ナルトビエイ)、北海道・青森・岩手(キタズクラゲ)、北海道・青森(ザラボヤ) (C) 9人	(D) 漁業者・漁協等 (E) 約700人	1,311,864
④ 魚食を中心とした食育普及推進事業	・ 水産物消費拡大に向けた活動へ協賛するとともに、魚食普及を推進する団体の事務局運営に協力する。	(A) 随時 (B) 東京都内 (C) 1人	(D) 漁業団体等 (E) 10人	301
⑤ 水産業の発展に関する事業	・ 関係団体等と連携・協力し、水産業・漁村の振興・活性化等に向けた活動に参画する。	(A) 3月 (B) 東京都内 (C) 2人	(D) 水産関係者・一般市民 (E) 100人	200
⑥ 水産関係団体に対し、連絡、助言又は援助を行う事業	・ ホームページの更なる充実を図り、法人の活動等のタイムリーな広報に努める。	・ 随時	・ 不特定多数	0

77,489,504

(2) その他の事業

本年度の実施予定は無い。